

『家族・親族経営会社のための相談対応実務必携』

目次

第1章 親族経営企業の設立時の留意点

I 個人事業と法人成りのメリット・デメリット	2
1 法人成りのメリット	2
(1) 経営上のメリット	2
(2) 税務上のメリット	3
<図1-1> 給与所得控除(令和2年以降)	4
<図1-2> 個人と法人の標準税率	5
2 法人成りのデメリット	7
(1) 税務上のデメリット	7
(2) その他のデメリット	8
II 法人設立時の税務上の留意点	9
1 資本金の決定	9
(1) 消費税の納税義務	9
(2) 地方税均等割	10
(3) 外形標準課税	10
2 消費税の免税期間	10
<図1-3> 小規模事業者の場合	11
<図1-4> 売上げおよび人件費が半期で1000万円超の場合	11
<図1-5> 免税期間を最長にする場合	12
3 各種届出書の提出	12
(1) 青色申告承認申請書	12
<図1-6> 法人設立時の主な届出書とその提出期限	13
(2) 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	13
4 役員報酬の決定	14

Ⅲ 法人形態の選定、機関設計	15
1 法人形態の選定	15
(1) 概論	15
(2) 会社	16
〈図1—7〉 株式会社と持分会社の相違点	20
〈図1—8〉 一般社団法人と一般財団法人の比較	25
【書式1—1】 登録記録の記載例（有限責任事業組合契約）	31
2 親族経営企業の機関設計	36
(1) 株式会社の機関設計	36
(2) 株主総会	37
〈図1—9〉 非公開会社かつ非大会社の機関設計	38
(3) 取締役会	39
(4) 監査役	42
【書式1—2】 登録記録の記載例（監査役の監査の範囲を会計に関する ものに限定する旨の定款の定めがある場合）	43
(5) 監査役会	43
(6) 会計参与	44
(7) 会計監査人	45
(8) 特例有限会社の機関設計	46
(9) 持分会社の機関設計	47
コラム 役員の登録をする際に旧姓を併記することができます	49
【書式1—3】 登記記録の記載例（婚姻によって氏を改めた取締役につい ての氏の変更登記の申請と同時に旧姓併記の申出をした場合）	50
Ⅳ 出資者の確定に関する紛争の予防	51
1 株主が誰かを把握する方法	51
(1) 株券の所持・株主名簿の記載で把握する方法	51
(2) 法人税申告書別表二「同族会社等の判定に関する明細書」	52
(3) 株主総会に実際に誰が出席しているか	53
(4) 配当金を誰が受け取っているか	53
2 親族経営企業において「株主は誰か」が具体的に問題となる事	

例の検討	53
(1) 事例① 株主名簿の書換を長年にわたり怠っているケース	53
(2) 事例② 親族に生前贈与しているケース	54
(3) 事例③ 名義株のケース	55
コラム 株券発行会社から株券不発行会社への変更手続	56

第2章 経営者の相続と事業関係紛争

I 相続による事業承継の紛争	60
1 法務における留意点	60
(1) 相続による事業承継の場面で生じやすい紛争類型	60
(2) 株式承継に関連する紛争	60
(3) 会社貸付金に関連する紛争	64
(4) 会社の保証債務承継に関連する紛争と生前の対策	65
(5) 事業用資産に関連する紛争	68
2 税務における留意点	70
(1) 事業承継の現状	70
(2) 法人と個人の事業承継上の違い	71
(3) 早期着手の必要性	71
(4) 事業承継に資する相続税の特例	72
II 遺産分割と事業関係紛争	74
1 法務における留意点	74
(1) 相続開始による遺産共有の発生	74
(2) 事業関連紛争における遺産共有の法律問題	74
(3) 遺産分割の方式	78
(4) 遺産分割協議の内容に関する問題	81
2 税務における留意点	92
(1) 相続税の概要	92
(2) 遺産分割で変わる相続税	96
(3) 遺産分割と事業承継	102

<図2—1> 小規模宅地等の特例による軽減額	103
3 登記申請における留意点	105
(1) 遺産分割協議書の方式	105
(2) 遺産分割協議書に不動産の記載がない場合	106
(3) 遺産分割協議書の不動産の記載方法	107
【書式2—1】 財産目録の記載例	108
コラム 不動産所有者の相続開始と親族経営企業の対応	109
Ⅲ 遺言と事業関係紛争	110
1 法務における留意点	110
(1) 総論	110
(2) 遺言作成時の留意点	110
<図2—2> 遺言方式の比較	113
2 税務における留意点	123
(1) 遺言と相続税申告	123
<図2—3> 相続時の不動産取得税・登録免許税	124
(2) 遺言と異なる遺産分割	124
<図2—4> 遺言と異なる遺言分割への課税	125
(3) 遺言作成時の留意点	125
(4) 遺贈と死因贈与の相違点	126
コラム 遺言と寄付	127
3 登記における留意点	128
(1) 共同相続による権利承継の対抗要件	128
(2) 従来判例の取扱い	128
(3) 法定相続分を超える部分の対抗要件	129
(4) 遺言執行者の相続登記の申請権限	132
(5) 事業用不動産の相続と対抗要件	132
Ⅳ 遺留分と事業関係紛争	135
1 法務における留意点	135
(1) 旧法の遺留分と改正民法の遺留分	135
(2) 遺留分権利者とその割合	135

(3) 権利行使期間	136
(4) 旧法（令和元年7月1日よりも前に開始した相続）における 遺留分の計算方法	137
(5) 改正民法における遺留分の計算方法	137
(6) 改正民法下において遺産分割未了の財産がある場合	138
(7) 遺留分の放棄	139
(8) 旧法（令和元年7月1日よりも前に開始した相続）の遺留分 減殺請求における事業関係紛争の留意点	139
(9) 改正民法下の遺留分侵害額の請求における事業関係紛争の留 意点	140
(10) 中小企業経営承継円滑化法の「民法の遺留分に関する特例」	140
〈図2—5〉 除外合意と固定合意	141
2 税務における留意点	142
(1) 遺留分侵害額の請求と相続税申告	142
(2) 手続の種類と時期	142
〈図2—6〉 延滞税の課税期間の特例（国通61条1項）	147
〈図2—7〉 延滞税の課税期間の特例（相税51条2項）	148
〈図2—8〉 還付加算金の計算期間（通常）	150
〈図2—9〉 還付加算金の計算期間（更正の請求）	150
(3) 遺留分侵害額の請求と所得税	151
V 生前贈与の活用と事業関係紛争	153
1 税務における留意点	153
(1) 贈与税の概要	153
(2) 相続時精算課税制度	153
(3) 非上場株式の事業承継税制の活用	155
〈図2—10〉 手続図（法人版事業承継税制）	156
(4) 個人版事業承継税制の活用	157
〈図2—11〉 特例措置と一般措置の違い	158
〈図2—12〉 手続図（個人版事業承継税制）	159
(5) 暦年課税贈与における留意点	160

〈図2—13〉 保険契約形態による課税上の差異…………… 162

コラム 種類株式の税務…………… 162

コラム 「生前贈与」をする際に、当事者が知っておくべき3つのこと…………… 163

第3章 経営者の高齢リスクと成年後見・ 信託の活用

I 経営者・個人事業主の高齢リスクと法定後見（後見・保佐・
補助）と任意後見の活用…………… 166

1 企業経営者・個人事業主と法定後見（成年後見・保佐・補助）…………… 167

（1）企業経営者・個人事業主と成年後見…………… 167

（2）企業経営者・個人事業主と保佐…………… 170

（3）企業経営者・個人事業主と補助…………… 171

2 企業経営者・個人事業主と任意後見…………… 172

（1）企業経営者と任意後見…………… 172

（2）個人事業主と任意後見…………… 173

3 企業経営者・個人事業主が判断能力を失うことに備えた対応…………… 174

4 会社法改正後の対応…………… 174

II 経営者・個人事業主の高齢リスクと民事信託の活用…………… 176

1 民事信託制度…………… 176

（1）民事信託とは…………… 176

（2）民事信託の構造…………… 176

（3）信託とほかの制度との比較…………… 177

（4）信託行為の方式…………… 179

2 高齢リスクに対処するための「民事信託」利用…………… 182

（1）民事信託の利用と意思能力…………… 182

（2）将来の高齢リスクに備える信託の具体的例…………… 183

【書式3—1】 信託契約書（後継者育成のための自社株信託・株券不発
行会社）…………… 186

【書式3—2】 信託契約書（老後生活のための信託・個人資産の管理処

分)	192
3 遺留分と信託	196
(1) 信託行為と遺留分の規定の適用	196
(2) 受益者連続信託における遺留分権利者	197
(3) 信託における遺留分侵害額の請求	197
(4) 信託における遺留分侵害額の請求の順序	199
Ⅲ 信託制度と税務	200
1 受益者等課税信託	200
(1) 基本的な考え方	200
(2) 課税のタイミング	200
(3) 信託受益権の評価	202
2 法人課税信託	204
(1) 基本的な考え方	204
(2) 法人課税信託とは	204
(3) 申告方法	205
(4) 課税のタイミング	205
3 事業承継における活用と課題	207
(1) 認知症対策（遺言代用信託）	207
(2) 後継ぎ遺贈型信託（受益者連続型信託）	209
(3) 条件付の信託	211
4 信託に関わる諸税	213
(1) 信託設定時	213
(2) 信託期間中	213
(3) 信託終了時（不動産取得税）	214
Ⅳ 信託と登記	215
1 背景	215
2 不動産の信託登記	215
(1) 信託登記の申請義務	215
(2) 信託登記の申請方法	216
(3) 信託の各場面における登記手続	216

【書式 3—1】 登記申請書の記載例（信託契約による場合の所有権移転登記および信託登記）	218
【書式 3—2】 登記記録および信託目録の記載例（信託契約による場合の所有権移転登記および信託登記）	219
【書式 3—3】 登記申請書の記載例（遺言による信託の場合の所有権移転登記および信託登記）	222
【書式 3—4】 登記記録の記載例（遺言による信託の場合の所有権移転登記および信託登記）	223
【書式 3—5】 登記申請書の記載例（自己信託による場合の権利変更登記および信託登記）	224
【書式 3—6】 登記記録の記載例（自己信託による場合の権利変更登記および信託登記）	226
【書式 3—7】 登記申請書の記載例（受益権譲渡に伴う信託目録の記載事項の変更登記）	227
【書式 3—8】 信託目録の記載例（受益権譲渡に伴う信託目録の記載事項の変更登記）	228
【書式 3—9】 登記申請書の記載例（受託者が辞任した場合の所有権移転登記）	229
【書式 3—10】 登記記録および信託目録の記載例（受託者が辞任した場合の所有権移転登記）	230
【書式 3—11】 登記申請書の記載例（受託者が死亡した場合の所有権移転登記）	231
【書式 3—12】 登記記録および信託目録の記載例（受託者が死亡した場合の所有権移転登記）	232
【書式 3—13】 登記申請書の記載例（信託不動産の売却による所有権移転登記および信託の抹消登記）	233
【書式 3—14】 登記記録の記載例（信託不動産の売却による所有権移転登記および信託の抹消登記）	234
【書式 3—15】 登記申請書の記載例（信託終了（信託財産引継）による所有権移転登記および信託の抹消登記）	235

【書式3—16】 登記記録の記載例（信託終了（信託財産引継）による所有権移転登記および信託の抹消登記）	237
---	-----

第4章 親族経営企業の株式をめぐる紛争

I 親族経営企業の支配権争いの実情	240
1 親族経営企業の支配権争いの類型	240
(1) 株主権をめぐる紛争	240
(2) 株主権の紛争類型	240
2 支配権をめぐる紛争に関する訴訟手続	241
(1) 支配権をめぐる訴訟類型	241
(2) 株主権確認の訴え	241
3 支配権をめぐる紛争の保全（商事仮処分）	244
(1) 商事仮処分	244
(2) 支配権をめぐる紛争における商事仮処分の主要な2類型	245
4 相続人等に対する売渡請求制度	247
(1) 制度の目的	247
(2) 相続人等に対する売渡請求の対象株式	248
(3) 相続人等に対する売渡請求の具体的手続	248
(4) 相続人等に対する売渡請求権の問題点	249
5 支配権（株主権）をめぐる紛争を予防するために	249
II 株式評価と売買の税務	251
1 株価評価の方法と特徴	251
(1) インカム・アプローチ	251
(2) マーケット・アプローチ	251
(3) コスト・アプローチ	252
2 税務における評価方法	252
(1) 位置づけ	252
(2) 評価方法の概要	252
(3) 株主構成による評価方法の違い	253

〈図4—1〉 株主の態様による評価方式	254
(4) 会社規模による評価方法の違い	256
〈図4—2〉 取引相場のない株式（出資）の評価明細書（第1表の2 抜粋）	256
(5) 取得形態による評価方法の違い	258
4 売買の税務	258
(1) 原則	258
(2) 低額譲渡等	259
〈図4—3〉 高額譲渡と低額譲渡	259
(3) 自己株式化	259
コラム 増資の株価への影響	261

第5章 経営者の養親子関係と事業関係 紛争

I 事業承継における養子縁組の活用	264
1 節税メリット	264
(1) 一代飛ばし	264
(2) 相続人の増加	264
〈図5—1〉 相続税の速算表	266
(3) 非課税枠の増加	266
2 事業承継上のメリット	267
3 留意点	267
(1) 人数制限	267
(2) 2割加算	267
II 養子縁組の法的効力にまつわる紛争	269
1 養子縁組の手続	269
2 養子縁組の無効の争い方	270
(1) 調停前置主義	270
(2) 養子縁組無効確認訴訟	271

3	養子縁組無効リスクの回避手段	272
(1)	養子縁組届出当時に意思能力があったことの証拠資料を残しておく	272
(2)	より年齢が若い時期に養子縁組をしておく	273
(3)	養子縁組後は、頻繁に面会をしておく	273
(4)	養子縁組後、その他の相続人に養子縁組を周知しておく	274

第6章 経営者の離婚と事業関係紛争

I	配偶者が共同経営者・従業員の場合の離婚事件	276
1	共同経営の解消上の留意点	276
(1)	個人事業を共同経営しているケース	276
(2)	夫婦で会社経営をしているケース	276
2	共同経営解消後の事後処理	277
(1)	共同経営の解消	277
(2)	会社役員退任の場合	277
3	妻が従業員の場合	279
コラム	死別の場合の配偶者居住権	280
	【書式6-1】 配偶者居住権の登記記録の記載例	281
II	事業経営上の不可欠資産の財産分与への対応	283
1	財産分与	283
(1)	財産分与	283
(2)	2分の1ルール	283
2	負債	284
(1)	負債がある場合の財産分与の処理	284
(2)	債権者との関係（財産分与と詐害行為）	284
3	個人事業主の財産分与	285
(1)	家計と事業の区分け	285
(2)	個人事業に不可欠な資産の財産分与	285
4	会社資産の財産分与	286

(1) 原則と例外	286
(2) 非上場株式の算定	286
5 特殊な才能で資産形成をした場合	287
Ⅲ 財産分与と税務	288
1 原則的な取扱い	288
2 租税回避が想定されるケース	288
3 所得税がかかるケース	289
(1) 取扱い	289
(2) 時価評価額	289
〈図6—1〉 土地の公的価格	290
〈図6—2〉 土地の私的価格	290
〈図6—3〉 建物の価格	290
(3) 分与を受けた財産を譲渡した場合	292

第7章

親族経営企業における給与・報酬 の留意点

I 家族への給与と経費の税務	294
1 個人事業	294
(1) 概要	294
(2) 専従者給与	294
2 法人	295
(1) 概要	295
(2) 役員報酬の種類	296
(3) 使用人兼務役員	298
(4) 税務上の留意点	299
(5) 紛争と役員報酬	300
3 給与以外の支払い	300
(1) 地代家賃	301
(2) 報酬	303

II 企業経営者・個人事業主の養育費・婚姻費用算定	305
1 婚姻費用と養育費.....	305
(1) 婚姻費用とは.....	305
(2) 養育費とは.....	305
(3) 養育費・婚姻費用算定表.....	306
2 企業経営者の収入.....	307
(1) 収入に変動がある場合.....	307
(2) 高額役員報酬がある場合.....	307
3 個人事業主の収入.....	308
(1) 個人事業主の総収入の認定.....	308
(2) 減価償却費の取扱い.....	308
(3) 収入に振れ幅がある場合.....	309
(4) 収入資料に疑義がある場合.....	309
(5) 給与所得と個人事業収入が混在している場合.....	310
III 役員退職金・弔慰金	311
1 退職慰労金.....	311
(1) 役員退職慰労金の法的性質.....	311
(2) 株主総会決議の内容.....	311
(3) 役員退職金支払請求権の発生時期.....	312
(4) 役員退職と退職慰労金支給決議の時期.....	312
2 死亡退職金および弔慰金.....	313
(1) 役員死亡退職金および弔慰金の法的性質.....	313
(2) 死亡退職金および弔慰金の法的性質.....	314
(3) 受給権者.....	314
IV 従業員死亡退職金	316
1 死亡退職金は相続財産か.....	316
(1) 退職手当の実務上の取扱い.....	316
(2) 死亡退職金の受給権者.....	316
V 退職金の税務	320
1 所得税.....	320

(1) 取扱い	320
(2) 手続	321
2 相続税	321
(1) 取扱い	321
(2) 退職金が決定しない場合	321
3 法人税	322
(1) 退職金の決定	322
(2) 資金手当と未払退職金	322
(3) 事業承継上の留意点	323
コラム 個人事業主の退職金	324

第8章 親族経営企業における借入金・貸付金・担保・保証の留意点

I 従業員の金銭貸借・担保・保証の法務	326
1 従業員の金銭貸借——企業経営者と企業との金銭貸借	326
2 従業員が会社の債務を保証する場合	327
(1) 金融機関への保証	327
(2) 取引先の債務の保証・根保証	328
(3) 保証債務と消滅時効	328
(4) 経営者の物上保証	328
3 従業員の債務を会社が保証する場合	329
II 従業員の金銭貸借・担保・保証の税務	330
1 従業員借入金	330
(1) 発生原因	330
(2) 税務上の留意点	330
(3) 従業員借入金の圧縮	331
2 従業員貸付金	333
(1) 発生原因	333
(2) 税務上の留意点	333

(3) 役員貸付金の圧縮	334
3 担保・保証	334
(1) 相続税の観点	334
(2) 所得税の観点	335
Ⅲ 根抵当権における債務者の相続・合併・会社分割と登記	
手続	336
1 金融機関や商社との取引と担保設定	336
2 根抵当権の法的性質	337
3 根抵当権の元本確定	337
4 元本確定前後の法律関係	338
<図8—1> 元本確定前後における根抵当権の変更、処分等の比較	339
5 根抵当権の債務者に起こる事象	339
(1) 概要	339
(2) 元本確定前の根抵当権の債務者（個人）に相続が開始した 場合	340
【書式8—1】 登記記録の記載例（根抵当権の債務者に相続が開始し、 指定債務者の合意の登記をした場合）	343
(3) 元本確定前の根抵当権の債務者（法人）に合併があった場合	343
【書式8—2】 登記記録の記載例（根抵当権の債務者が吸収合併により 消滅した場合）	345
(4) 元本確定前の根抵当権の債務者（法人）に会社分割があった 場合	345
【書式8—3】 登記記録の記載例（根抵当権の債務者が会社分割した場 合）	347
(5) 元本が確定した後の取扱い	347

第9章 親族経営企業の清算・廃業時の留意点

I 親族経営企業の解散と清算	350
----------------	-----

1 近年の動向	350
2 会社の解散手続	350
(1) 株式会社の解散事由	350
【書式9-1】 解散決議の株主総会議事録の記載例	351
【書式9-2】 登記所からの通知書兼事業を廃止していない旨の届出書の例	353
【書式9-3】 過料決定謄本の例	355
(2) 持分会社の解散事由	356
(3) 解散による制限	356
(4) 解散登記	356
【書式9-4】 登記記録の記載例（株主総会の決議により解散した場合）	357
【書式9-5】 登記記録の記載例（休眠会社のみなし解散の場合）	357
3 会社の清算手続	359
(1) 清算の開始原因	359
(2) 清算会社の機関設計	359
【書式9-6】 清算人選任決議の株主総会議事録の記載例	360
【書式9-7】 登記記録の記載例（株主総会で解散を決議すると同時に清算人および代表清算人を選任した場合）	363
(3) 清算人の職務	364
【書式9-8】 官報による解散公告の例	366
(4) 清算持分会社の任意清算	367
(5) 清算事務の終了	368
【書式9-9】 清算事務および決算報告書の承認決議の株主総会議事録の記載例	369
【書式9-10】 株式会社の決算報告書の例	369
【書式9-11】 登記記録の記載例（清算が結了した場合）	372
(6) 会社の継続	372
【書式9-12】 継続決議の株主総会議事録の記載例	374
【書式9-13】 登記記録の記載例（会社の継続をした場合）	375
(7) 登記官による登記記録の閉鎖制度	375

【書式 9—14】	清算結了をしていない旨の申出書の例	377
【書式 9—15】	登記記録の記載例（登記官の職権により登記記録が閉鎖された会社が清算結了をしていない旨の申出をした場合）	378
コラム	社員が1人の合名会社または合同会社における社員の退社	378
【書式 9—16】	定款の定め例（社員の相続人が当然に持分を承継する場合）	379
【書式 9—17】	定款の定め例（後見開始の審判により退社しない場合）	379
【書式 9—18】	定款の定め例（保佐開始等の審判により退社する場合）	380
II	親族経営企業の清算の税務	381
1	解散の流れと申告	381
(1)	事業年度と提出期限	381
〈図 9—1〉	解散の場合の事業年度	381
〈図 9—2〉	破産の場合の事業年度	382
(2)	残余財産確定時の税務	382
(3)	通常の申告との相違点	383
〈図 9—3〉	取扱いが異なる規定一覧	383
(4)	欠損金の繰戻し還付の特例	385
〈図 9—4〉	繰戻し還付①	385
〈図 9—5〉	繰戻し還付②	385
(5)	期限切れ欠損金の損金算入	385
2	申告の要否の判断	386
(1)	申告が必要なケース	387
(2)	申告が望ましいケース	388
3	株主の税務	389
(1)	個人	389
〈図 9—6〉	みなし配当が発生する場合	389
(2)	法人	390
4	債務者の税務	390
(1)	貸倒損失	390

(2) 貸倒引当金の個別繰入	391
Ⅲ 親族経営企業の清算の法務	393
1 清算手続における法的リスク回避の方法	393
(1) 解散決議の際の法務リスク	393
(2) 清算人の選任	394
(3) 清算人の職務	394
2 清算手続をとろうとしたが、債務超過であった場合	395
(1) 特別清算	395
(2) 破産手続	396
3 親族経営企業・経営者や個人事業主の破産手続にあたっての 留意点	396
(1) 親族や知人に対する無償行為・贈与	397
(2) 親族や知人に対してのみ貸付金を弁済すること	397
(3) 知人や親族に対する廉価売却	397
(4) 離婚に伴う財産分与	398
4 親族経営企業における清算・破産の際の労務関係	398
● 執筆者一覧	399